

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成 27 年 5 月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）の施行等に
伴い、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税に係る様式及び記載要
領について、所要の整備を行うもの。

2 主な改正の内容

- （1）法人事業税の外形標準課税が拡大され、併せて付加価値割における
所得拡大促進税制や負担変動の軽減措置が導入されたことに伴う所要
の措置等を講ずる。
- （2）資本割の課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加
えた額を下回る場合、当該額を課税標準とすることとされたこと、ま
た法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減
資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の額が
資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を税率区分の基
準とすることとされたことに伴い、所要の措置等を講ずる。
- （3）その他法人税の様式改正に伴う所要の措置等を講ずる。

3 施行期日

原則として公布の日から施行する。